久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみ使用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、久留米市イメージキャラクターくるっぱの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、久留米市（以下「市」という。）のＰＲや市の特産品の販売促進、公益的活動の推進等を目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込の提出）

第２条　着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみ貸出申込書」を、事前に久留米市長（以下「市長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは、使用の１年前から受け付けるものとする。

なお、２カ月前までに使用の申し込みの無い日に関しては、先着順に申し込みを受け付けるものとする。

（審査）

第３条　市長は、第２条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。ただし、市の後援や協力などがあった場合はこの限りではない。

(1)　法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれのあるとき。

(2)　市及びキャラクター等の信用、品位、イメージを害し、又は正しい理解の妨げになるとき。

(3)　特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(4)　不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合。

(5)　市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。

(6)　着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。

(7)　営利目的の活動に使用するとき。

(8)　その他、市長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

（使用承諾の通知）

第４条　市長は、申し込み内容を審査のうえ、申請者に対し、原則として使用日の２カ月前を目途に使用承諾又は不承諾の連絡を行う。

（使用料）

第５条　使用料は無料とする。ただし、送料等実費は申請者が負担する。

（使用上の遵守事項）

第６条　申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　『久留米市イメージキャラクター「くるっぱ」着ぐるみ取扱い説明書』を遵守し、適切に使用すること。

(2)　着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(3)　申込書の記載どおりに使用すること。

(4)　使用期間を遵守すること。

(5)　火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6)　雨天時に屋外で使用しないこと。

(7)　その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取消し）

第７条　申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者に対し速やかに返還を求めるものとする。この場合、申請者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

（現状復帰）

第８条　着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

（申請者の責任）

第９条　着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

２　着ぐるみの使用に起因する問題等により、市に損害等が発生したときは、市は申請者に対し、必要な損害賠償を請求することができる。

（補足）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２５年３月１６日から施行する。

久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみ貸出申込書

１．団体情報

申込日	年　　月　　日
団体名	
代表者氏名	
着ぐるみ取扱担当者 所属・氏名	
着ぐるみ着用者氏名	
住所	〒
電話番号	－　　－
ＦＡＸ番号	－　　－
メールアドレス	

(着ぐるみの郵送をご希望の場合・有料)

着ぐるみ送付先	〒

２．イベント情報

イベント名		
イベント内容		
参加予定人数	人	
会場名		
使用日時	平成　年　月　日（ ）　時　分 から 平成　年　月　日（ ）　時　分 まで	
借用希望期間	平成　年　月　日（ ）　時　分 から 平成　年　月　日（ ）　時　分 まで	
久留米市の協力など	区分	□主催・共催　□後援　□協力
	担当課・担当者氏名	

３．誓約（お読みいただき、内容をご了承の上、□にレを付してください）

□　私は、久留米市イメージキャラクター（くるっぱ）着ぐるみ使用要綱及び『着ぐるみ「くるっぱ」取扱説明書』の規定を遵守します。万が一、各規定の不履行等により、久留米市長から改善の指示等が生じた場合は、指示内容に従います。

【送付先】久留米市 くるめの魅力向上推進室
〒830-8520　福岡県久留米市城南町１５番地３
FAX：0942-30-9703　　E-mail：sinkatu@city.kurume.fukuoka.jp

年　　月　　日

様

久留米市長

久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみ貸出承諾（不承諾）通知書

年　　月　　日付 で申請のあった久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみの貸出について、下記のとおりとしましたので通知します。

記

区 分	条 件
□ 承 諾	１．イベント名・内容 ２．使用日時 年 月 日（ ） 時 分 ～ 年 月 日（ ） 時 分 ＊貸出及び返却日時は別途調整 ３．遵守事項 （１）使用に際しては、要綱および取扱い説明書を遵守し、正しく使用すること。 （２）承諾された内容に変更がある場合は、直ちに報告し、指示に従うこと。 （３）久留米市から承諾を取り消された場合は直ちに使用を中止し、返却すること。 （４）着ぐるみが破損又は汚損した場合は、現状復帰させること。 （５）使用により問題が生じたときは、自らの責任のもと、速やかに適切な措置を講じるとともに、市長に報告すること。また、久留米市に損害等が発生したときには、必要な損害賠償を講じること。 ４．その他 ○くるっぱの活動の様子が分かる写真データをお送りください（広報紙・ホームページ等に掲載します）。 ○着ぐるみの郵送をご希望の場合は、送料をご負担ください。
□ 不 承 諾	